

第40回住まいのリフォームコンクールの審査結果発表 国土交通大臣賞など30作品が入賞しました

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが主催する「住まいのリフォームコンクール」は、住宅リフォームの普及促進とリフォームの水準向上を図ることを目的として、全国各地の住宅リフォーム事例を募り、住まいとして優秀な事例について建築主（施主）や設計者・施工者を表彰するものです。

リフォーム前後がともに住宅である作品を募集する「住宅リフォーム部門」と、住宅以外の建物を住宅として再生したものや、住宅以外に用途変更した活用事例を募集する「コンバージョン部門」の2部門にて開催し、6月23日の応募締切までに、「住宅リフォーム部門」に302件、「コンバージョン部門」に12件の応募が寄せられました。「第40回住まいのリフォームコンクール審査委員会（委員長：松村秀一 早稲田大学 理工学術院総合研究所 上級研究員・研究院教授）」による審査の結果、下記の上位賞7作品をはじめとする30作品が入賞作品として選ばれました。

今年度の<住宅リフォームエキスパート>増改築相談員奨励賞は、該当者がいませんでした。

来年度も「住まいのリフォームコンクール」を開催する予定にしておりますので、<住宅リフォームエキスパート>増改築相談員の皆様にも数多くの作品をご応募いただければ幸いです。

※リフォームコンクールの詳細は当財団のHPをご覧ください。（https://www.chord.or.jp/reform_contest/index.html）

●第40回住まいのリフォームコンクール【上位賞】受賞者

賞名	作品名 及び 設計者・施工者	物件所在地
国土交通大臣賞 【住宅リフォーム部門】	築63年木造賃貸アパートの再生 tede 設計：(株)アッドスパイス+村上康史建築設計事務所 施工：(株)椎口工務店	京都府 京都市
独立行政法人 住宅金融支援機構理事長賞 【住宅リフォーム部門】	工期2年の給排水設備再生プロジェクトで配管の長寿化と光熱費を削減 設計・施工：三機テクノサポート(株)	千葉県 千葉市
公益財団法人 住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター理事長賞 【コンバージョン部門】	土蔵と補う増築 設計：澤秀俊設計環境 施工：いもと建築	岐阜県 高山市
一般社団法人 住宅リフォーム 推進協議会会長賞 【住宅リフォーム部門】	剛な天井 設計：M2A+豊橋技術科学大学水谷研究室 施工：(株)イトコー	愛知県 豊橋市
一般社団法人 住宅瑕疵担保 責任保険協会会長賞 【住宅リフォーム部門】	「北山の家」～祖父の想いを繋ぐ古民家リノベーション～ 設計：松本設計 施工：(株)江田建設	佐賀県 佐賀市
ミニマルの美学賞 (分野別特別賞) 【住宅リフォーム部門】	一枚天井でつながる、小さくて広いイエ。<50㎡5人暮らし> 設計：sasatt design office 施工：(株)水雅	東京都 豊島区
築古リフォーム啓発モデル賞 (分野別特別賞) 【住宅リフォーム部門】	にわのある家 一外庭と内庭があり、明るく開放的ないえー 設計：一級建築士事務所YWA 施工：(株)POS建築観察設計研究所	兵庫県 神戸市

第40回住まいのリフォームコンクール

国土交通大臣賞 受賞作品

■ 「築63年木造賃貸アパートの再生 tede」

設計者：(株)アッドスパイス+村上康史建築設計事務所
施工者：(株)椎口工務店

所在地：京都府京都市

タイプ：賃貸共同建、構造：在来木造

Before



住戸とセットで賃貸もできる、土間となった1階のワークスペース。



廊下側は掃き出しの開口部と耐力壁をメリハリよく配置し、長辺方向の耐震要素を確保しつつ室内に光を取り込んでいる。



屋外のレンガタイルが室内に連続する共用ラウンジ。



第40回住まいのリフォームコンクール表彰式等の開催

2023年10月7日(土)、第35回住生活月間合同記念式典(岐阜県岐阜市)において、高円宮妃殿下ご臨席の下、国土交通大臣賞の表彰を執り行いました。また、10月7日(土)～8日(日)に同時開催された、住生活月間中央イベントにおいて、入賞作品のパネル展示等を行い、来場者の関心を集めていました。

続いて10月30日(月)、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター大会議室にて第40回住まいのリフォームコンクール表彰式、作品発表会、懇親会を開催しました。北は北海道から南は沖縄まで入賞された設計事務所、施工会社等の皆さま、来賓の皆さま、審査員の皆さま、総勢70名ほどの方にご出席いただき、盛大に開催させていただきました。

松村審査委員長の「リフォームに幅が出てきて、新築よりもリフォームの方がおもしろい時代になってきた」という総評、作品発表会での上位賞作品の設計・施工での工夫した点、苦勞した点の発表、ステージ上での記念写真撮影、懇親会での各作品への質問のやり取りや今後の仕事についての情報交換はかなり貴重な時間であり、思い出に残るひとときとなったと思います。

第35回住生活月間合同記念式典・同中央イベント



国土交通大臣賞の表彰



パネル展示の様子

第40回住まいのリフォームコンクール表彰式等



来賓挨拶(国土交通省住宅生産課 山下課長)



松村審査委員長の総評



表彰式の様子



作品発表会の様子

～国土交通省、経済産業省、環境省 連携～

住宅の省エネ化への支援強化に関する予算案が閣議決定されました

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネ化の支援を強化するため、国土交通省は、高い省エネ性能を有する住宅の新築を支援する新たな補助制度を創設し、国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォーム等に関する補助制度をそれぞれ実施するとともに、各事業をワンストップで利用可能とするなど、連携して支援を行うとの発表がありました。

※国会での補正予算の成立が前提

●令和5年度補正予算案

- ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省） **1350億円**
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省） **580億円**
- ・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省） **185億円**
- ・子育てエコホーム支援事業（国土交通省） **2100億円(新築・リフォームの合計)**

➤ **補助対象**

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置※1.4 先進的窓リノベ事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2)給湯器※2.4 高効率給湯器の設置 給湯省エネ事業	高効率給湯器 (a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円、(b)13万、(c)20万円
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円 追焚機能有り:7万円
3)開口部・躯体等の省エネ改修工事※3.4 子育てエコホーム支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限30万円/戸 ・その他の世帯:上限20万円/戸	
②その他のリフォーム工事※3.4 (①1)～③)のいずれかの工事を行った場合に限る)	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸 ・その他の世帯:上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸	

※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業(環境省)による支援(令和5年度補正予算)

※2 高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業(経済産業省)による支援(令和5年度補正予算)

※3 子育てエコホーム支援事業(国土交通省)による支援(令和5年度補正予算)

※4 ①1)、③)及び②)については、経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降にリフォーム工事に着手したものの、②)については、経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に対象工事に着手したものに限り(いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要)。

その他、本補助制度の詳細は下記 URL をご参照ください。

👉 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html

➤ **各省の問い合わせ先**

○子育てエコホーム支援事業関連

【問い合わせ窓口】

電話番号 03-6632-9955 《受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を含む)》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話:03-5253-8111(内線 39471)

○高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業関連

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

電話:03-3501-1511(内線 4541～6) / FAX: 03-3501-8396

○断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業等関連

環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話:0570-028-341

住宅相談統計年報 2023 ～リフォームに関する相談から～ 戸建住宅のリフォーム相談で多い不具合事象は「はがれ」や「雨漏り」

当財団は、「住宅品質確保法」「住宅瑕疵担保履行法」に基づき、国土交通大臣による「住宅紛争処理支援センター」の指定を受けており、消費者の利益の保護や住宅紛争の迅速・適正な解決を図るために、住宅相談や住宅紛争処理への支援等の幅広い業務を行っています。そこで、2022年度の住宅相談と紛争処理の集計・分析した「住宅相談統計年報2023」を取り纏め、ホームページにも掲載しましたのでお知らせいたします。

📄 https://www.chord.or.jp/assets/documents/tokei/pdf/NP2023_WEB.pdf

- **2022年度における電話相談** <住宅の取得やリフォーム等に関する相談に対して一級建築士の相談員が助言>
電話相談全体の件数は35,772件で、前年度と同水準となりました。そのうち「リフォームに関する相談」は12,243件で、全体件数比では34.2%であった。



➤ 戸建住宅のリフォームに関する相談における不具合事象と主な不具合部位

戸建住宅で不具合が生じているという相談にみられる不具合事象としては、外壁や屋根の「はがれ」が最も多い。次いで「雨漏り」が続き、「性能不足」や「ひび割れ」、「汚れ」という結果であった。部位では、外壁や屋根といった外部に面する箇所の不具合が多く、そのほかでは床や開口部・建具などに関する不具合も多かった。

主な不具合事象	割合 ^{*14}	件数	当該事象が多くみられる部位
はがれ	16.5%	646	外壁、屋根
雨漏り	12.6%	492	屋根、外壁、天井
性能不足	12.4%	484	外壁、屋根、設備機器
ひび割れ	10.7%	419	外壁、屋根
汚れ	9.4%	368	外壁、屋根、床
変形	8.3%	325	床、屋根、開口部・建具
漏水	5.5%	214	給水・給湯配管、排水配管
きず	4.4%	174	床、外壁、内装
作動不良	3.3%	128	開口部・建具、設備機器
排水不良	3.0%	118	排水配管、バルコニー・庇等
傾斜	2.1%	82	床、開口部・建具
腐食・腐朽	2.1%	81	屋根、床
床鳴り	1.3%	50	床
異常音	1.0%	41	排水配管、床、設備機器
異臭	0.6%	25	排水配管
結露	0.5%	20	内壁、開口部・建具
沈下	0.4%	17	地盤、床、外構
遮音不良	0.2%	8	内壁、床、開口部・建具

* リフォーム相談のうち戸建住宅において不具合が生じている相談3,918件に対する割合

* 性能不足 (契約内容との相違等を含む) : 使用した部材・設備機器等が通常有するべき性能を欠いている、または契約時に定めた性能を満たしていない状態

➤ 共同住宅等のリフォームに関する相談における不具合事象と主な不具合部位

共同住宅等で不具合が生じているという相談にみられる不具合事象としては、床や内装の「変形」が最も多い。次いで床や内装、外壁の「はがれ」が多く、それに「性能不足」や「漏水」が続くという結果であった。部位では、床や内装、外壁などに不具合が発生しており、「性能不足」では設備機器に関する不具合が多く、「漏水」では給排水などの配管の不具合が多かった。

不具合事象と主な不具合部位（共同住宅等 n=1,199）※複数カウント

主な不具合事象	割合 ^{*15}	件数	当該事象が多くみられる部位
変形	17.6%	211	床、内装
はがれ	14.3%	171	内装、床、外壁
性能不足	12.5%	150	設備機器
漏水	9.6%	115	給水・給湯配管、排水配管
ひび割れ	8.0%	96	内壁、外壁、床
きず	7.9%	95	床、内装
雨漏り	6.9%	83	屋根、外壁
汚れ	6.7%	80	内装、床
作動不良	4.3%	51	設備機器、開口部・建具
傾斜	3.8%	46	床
床鳴り	3.4%	41	床
排水不良	2.8%	34	排水配管
異常音	1.6%	19	設備機器
異臭	1.5%	18	排水配管、内装
腐食・腐朽	0.9%	11	内壁
結露	0.5%	6	内装、内壁
遮音不良	0.3%	4	床
沈下	0.3%	4	床

* リフォーム相談のうち共同住宅等において不具合が生じている相談1,199件に対する割合

* 性能不足（契約内容との相違等を含む）：使用した部材・設備機器等が通常有するべき性能を欠いている、または契約時に定めた性能を満たしていない状態

【注意喚起】台風および大雨等の自然災害後に急増する住宅の修理などに関するトラブルについて

台風及び大雨等の自然災害の後には、保険金をめぐるトラブルに<住宅リフォームエキパート>増改築相談員の顧客の皆さまが巻き込まれないようにご注意ください。「火災保険を使って工事ができる」、「(手数料を目的として)保険の請求代行をする」などと勧誘する業者が、災害後は急増します。

問題のある住宅修理業者や保険金請求代行業者(支払われた保険金の中から報酬を要求してくる業者)と契約してしまうと、せっかく支払われた保険金の一部を失ったり、保険金が支払われずに修理代金を自己負担することになったり、解約しようとする高額な解約手数料を要求されたりするなどのトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

お住まいの住宅に被害が生じている場合や、具体的な手続き等についてご不明点等がある場合には、まず保険会社にご連絡ください。保険金の請求手続きは、手数料をかけずにご自身で簡単に行うことができます。

<損保協会サイト>住宅の修理などに関する保険のトラブルにご注意

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

